

第16号

かまがや 消費生活 センターだより

〈平成27年5月発行〉

発行元

鎌ヶ谷市消費生活センター

TEL: 047-445-1141

(市役所代表)※相談は予約制

クレジットカードの取り扱いに注意しましょう

事例1

クレジットカードの利用明細に覚えがない請求が載っていることに気付いた。カード会社に問い合わせたところ、インターネットで商品を購入したものであった。購入時に入力された電話番号は知人のもので、クレジットカード情報が悪用されていたことが分かった。



事例2

クレジットカードの請求金額が高額となっていることに気づき調べたところ、未成年の子供がオンラインゲームのアイテム購入のために、勝手にクレジットカード情報を入力して決済していたことが分かった。



カードの不正使用を防止するため、カードの管理に注意しましょう。

- ◆ カードを入手したら、まず署名欄に署名する。
- ◆ カードは絶対に他人（家族といえども）に使わせない。
- ◆ カードは普段からきちんと整理・収納する場所を工夫しておく。
（家族が探しても見つからないところが望ましい）
- ◆ 伝票控え、利用明細、ATM引出明細は、次の利用明細書が届くまで、きちんと保管しておく。



暗証番号の管理に注意しましょう。

- ◆ 誰にも教えない。
- ◆ キャッシングを他人に頼まない。
- ◆ 容易に推測できる番号や意味を持つ番号を暗証番号にしない。
- ◆ 暗証番号は記憶する。探しやすいところにメモすることは避ける。



ネットショッピングなどのカード支払いでは、カード番号や有効期限などを入力するだけで決済できる場合もあります。クレジットカードの両面に記載されているカード情報は誰にも教えないようにしましょう。

クレジットカードやキャッシュカードの盗難・紛失に気づいたら、すぐに取引銀行やクレジットカード会社が設定している紛失時の連絡先に電話し取引停止の手続きを依頼し、警察に被害届を出しましょう。

裏面に続きます→

事例3

無料の着物着付け教室に出かけたら、帯を執拗に勧誘された。断りきれずクレジットカードで購入したが、翌日クリーリング・オフをした。その後クレジットの利用明細書が届き、内容を確認したところ、帯の代金が請求されていた。事業者に問い合わせたら手手続きのミスがあり、急いで取り下げるというが心配である。



事例4

クレジットカードの利用明細書が届いたが、携帯電話会社から覚えのない金額が請求されている。携帯電話会社に問い合わせたが、「別の携帯電話をもっているのでしょうか。」と言われた。1台しか契約していないし、クレジットでの支払いはそれ1台だけである。毎月引き落としが続くのではないかと心配である。



3は自分自身に何ら過失がなくても、事業者の手手続きミスで、取り消しの手続きが滞っていました。

4は携帯電話会社が誤って全く関係のない顧客の電話料金の支払い方法として相談者のクレジットカード番号を入力してしまいました。



クレジットカードの利用明細書が届いたら必ず内容を確認し、不審な点はすぐにクレジットカード会社に問い合わせましょう。納得できなければ消費生活センターに相談してください。

その他、こちらも注意が必要です！

キャッシュカード

「内職紹介」や「占い」を装つて電話勧誘され、言葉巧みに取引銀行の口座番号やキャッシュカードの情報を聞き取られ、勝手にネット銀行の口座からお金を引き出されたり、詐欺グループの振込口座に使われたりします。取引金融機関の口座やキャッシュカードの情報は信用できる人以外には知らせないでください。

架空請求メール

携帯電話に「以前登録したサイトの使用料が未払いとなっています。至急ご連絡ください。3日以内に連絡がないときは、裁判の手続きを開始します」というメールが届いた。サイトを利用したことはないが裁判になると困ると思い、業者に電話したところ、コンビニでプリペイド型電子マネー20万円分を購入するように言われ、チケットのようなものをコピーし、ファックスで送った。

カード番号がわかるようにコピーして送ったり、写真で送ることにより、相手は番号を読み取り電子マネーを不正に取得します。

カード番号のみでやり取りができるタイプの電子マネーでは、相手にカード番号を伝えたり、指示された番号にチャージしたりすると取り戻すことは困難です。業者に連絡すると不安をあおられ、個人情報を探られます。安易に連絡しないでください。携帯電話・スマートフォン・パソコンに届く架空請求メールは無視しましょう。

何かお困りの時は、お気軽に鎌ヶ谷市消費生活センターまでご相談ください。
TEL: 047-445-1141 (市役所代表)